

様式第 12 (第 10 条関係)

質 権 設 定 登 録 申 請 書

収 入  
印 紙

(平成 年 月 日)

特許庁長官 殿

- 1 特許番号
- 2 権利の表示
- 3 質権の目的である権利の表示
- 4 債権の額
- 5 債務者の表示  
住所(居所)  
氏名(名称)  
(国籍)
- 6 登録の目的
- 7 登録免許税
- 8 申請人(登録権利者)  
住所(居所)  
氏名(名称) ⑩  
(国籍)
- 9 申請人(登録権利者)代理人  
住所(居所)  
氏名(名称) ⑩
- 10 申請人(登録義務者)  
住所(居所)  
氏名(名称) ⑩
- 11 申請人(登録義務者)代理人  
住所(居所)  
氏名(名称) ⑩
- 12 添付書面の目録
  - (1) 質権設定契約証書 1 通
  - (2) ( 通)

[備考]

- 1 「質権の目的である権利の表示」の欄には、質権の目的である特許権その他特許権に関する権利を記載する。
- 2 「債権の額」の欄には、質権によって担保される債権の額を記載する。

- 3 「債務者の表示」の欄は、債務者が登録義務者と同一であるか否かにかかわらず記載する。
- 4 登録の原因に存続期間、弁済期、利息、違約金若しくは賠償の額に関する定めがあるとき、特許法第95条の定めがあるとき若しくは民法第346条ただし書の定めがあるとき又は当該債権に条件を付したときは、「4 債権の額」の欄の次に「存続期間」、「弁済期」、「利息」、「違約金又は賠償の額」、「特許法第95条の定め」又は「特約等」の欄を設けて、それぞれ特許登録令第46条第1項第3号に掲げる定め又は条件を記載する。この場合において、新たに設ける欄には、5から始まる連続した番号を付し、様式中5から12までを新たに設ける欄の数に応じて繰り下げる。
- 5 先順位の質権の登録があるときは、様式中6から12までを1項ずつ繰り下げ「5 債務者の表示」の欄の次に「6 先順位の質権の表示」の欄を設けてその旨を記載する。
- 6 「登録の目的」の欄には、「質権の設定」のように記載する。
- 7 その他は、様式第7の備考1から3まで、7及び9から18までと同様とする。